

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 23 日 (金) 第3401号の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (会計課取扱い) 1

規 則

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第11号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則 (昭和39年鹿児島県規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「使用」を「使用方法等」に改め、同条中「はりつけて」を「貼り付けて」に改め、同条ただし書中「ただし、」の次に「収入証紙の使用方法につき」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 条例第 2 条本文の規定により使用料又は手数料を納付しようとする者から、県外に居住しているために収入証紙の購入が困難である等の理由により、申請書、願書、検査証票その他の書類に添えて使用料又は手数料の額に相当する現金又は有価証券が提出されたときは、これを受理する県の機関に対し収入証紙の購入及び貼付けの委託があつたものとみなす。

別表第 1 中 「 保育士試験関係証明交付手数料
賃金業者登録申請手数料 」 を

「 賃金業者登録申請手数料 」 に、

「 一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料 」 を

「 一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料
2 以上の事業者による産業廃棄物の処理特例認定申請手数料
2 以上の事業者による産業廃棄物の処理特例変更認定申請手数料 」 に、

「 別表第 1 保健福祉部の表 食品衛生管理者養成施設登録申請手数料
食品衛生管理者講習会登録申請手数料
飲食店営業等許可申請手数料 」 を

「 別表第 1 ㄎ 保育士試験関係証明書交付手数料 」

らし保健福祉部の表	食品衛生管理者養成施設登録申請手数料 食品衛生管理者講習会登録申請手数料 飲食店営業等許可申請手数料	に、
-----------	--	----

指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料 指定居宅介護支援事業者指定申請手数料 指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	を
--	---

指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	に、
----------------------	----

指定介護療養型医療施設指定申請手数料 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	を
--	---

介護医療院開設許可申請手数料 介護医療院変更許可申請手数料 介護医療院許可更新申請手数料	に、
--	----

指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	を
------------------------	---

指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	に、
--	----

免許証再交付手数料	を
-----------	---

免許証再交付手数料 認知機能検査手数料（道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号若しくは第5号，第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査の実施に係る手数料をいう。）	に、
---	----

経由手数料 認知機能検査手数料（道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査の実施に係る手数料をいう。）	を
---	---

経由手数料	に改める。
-------	-------

別表第2 北薩地域振興局の項中「支所長代理」を「庶務を担当する主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条の改定規定及び同条に1項を加える改正規定並びに別表第1の改正規定（

免許証再交付手数料	を
-----------	---

免許証再交付手数料 認知機能検査手数料（道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号若しくは第5号，第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査の実施に係る手数料を	に、
---	----

| いう。)|

「 | 経路手数料
| 認知機能検査手数料（道路交通法（昭和35年法律
| 第105号）第101条の 4 第 2 項の規定に基づく認知
| 機能検査の実施に係る手数料をいう。） |

を

「 | 経路手数料 |

に改める部分に限る。）は、公布の

日から施行する。